
よくあるご質問

- [1 対象条件について](#)
- [2 対象機器について](#)
- [3 申請について](#)
- [4 購入・設置について](#)
- [5 その他](#)

1 対象条件について

	質問	回答
1	申請者と購入者が異なる場合、申請できますか。	申請できません。購入者の方が申請してください。
2	過去に同補助金を申請し、補助金の交付を受けました。今年度も申請できますか。	過去に市が実施した補助事業により補助金の交付を受けた方（世帯）は、補助を受けた機器と同一の機器を申請することはできません。 ・過去にエアコンの補助金の交付を受けた場合、冷蔵庫の申請可 ・過去に冷蔵庫の補助金の交付を受けた場合、エアコンの申請可
3	二世帯住宅に居住している場合、それぞれの世帯が申請できますか。	住民登録の世帯が別の場合は、それぞれの世帯で申請ができます。
4	処分した家電のあった住宅から転居し、新居で省エネ家電を使用します。補助の対象となりますか。	設置前の住所と設置後の住所が異なる場合は対象外です。
5	新たにエアコン又は冷蔵庫を設置する場合は、対象になりますか？	現在自宅に設置されているエアコン又は冷蔵庫からの買い換えが対象です。
6	エアコンを1台廃棄して、電気冷蔵庫を1台購入する場合は、補助の対象となりますか。	対象となりません。 エアコンをリサイクル処分してエアコンを購入するといった同種の家電の買い換えを対象としています。
7	令和7年7月31日（対象期間前）以前に購入した場合、補助の対象となりますか。	対象となりません。
8	令和7年7月31日（対象期間前）以前に購入し、設置前です。対象となりますか。	対象となりません。

9	インターネット（EC サイト）で購入した家電は対象になりますか。	対象となりません。 市内の販売店舗で購入した場合が補助対象となります。
10	既存の家電をリサイクルショップ等に売り払い、新たな省エネ家電を購入する場合は、補助の対象となりますか。	対象となりません。家電リサイクル法等に従い、適切に処分する方を対象としています。
11	既存の家電を知人に譲り、新たに1台購入する場合、補助の対象となりますか。	対象となりません。家電リサイクル法等に従い、適切に処分する方を対象としています。

2 対象機器について

1	補助対象となる機器はどこで確認できますか。	販売店か省エネ型製品情報サイト (https://seihinjyoho.go.jp/) で確認ができます。
2	買い換え予定の製品の省エネ基準達成率、多段階評価点がわかりません。	販売店か省エネ型製品情報サイト (https://seihinjyoho.go.jp/) で確認ができます。
3	リース（レンタル）品は対象となりますか。	対象となりません。
4	中古品は対象となりますか。	対象となりません。新品（未使用）である必要があります。

3 申請について

1	世帯主でなくても申請ができますか。	申請者は同一世帯のどなたでも申請可能ですが、申請時の添付書類である領収書、口座等のすべての名義を同一の方にしてください。
2	申請書はどこで入手できますか。	市ホームページよりダウンロードいただくか、川越市役所本庁舎 5 階環境政策課窓口及び各市民センター、川越駅西口連絡所で配布しております。なお、申請は①電子申請②環境政策課窓口③郵送となっており、各市民センター、川越駅西口連絡所では提出はできませんので、ご注意ください。
3	書類の不備があった場合、受付してもらえないのでしょうか。	書類の不備があった場合は、受理できません。必要書類を不備なく揃えて改めて申請してください。

4	郵送で申請した場合、申請日はいつになりますか。	申請書を市が受領した日が申請日となります。
5	省エネ家電の納期が遅れているため 枠だけ確保できますか。	設置前の申請はできません。設置後、書類を不備なく揃えていただき申請してください。
6	補助金の振込先の口座は本人名義以外 の口座を指定できますか？	申請者本人の個人名義の口座に限ります。
7	レシートや領収書を紛失した場合、 補助申請できますか。	申請の際には領収書の写しの提出を必須としております。
8	領収書の中に値引き額が記載されて いるが、複数の製品を購入したため どの製品に対する値引き額なのかわ かりません。どのように申請すれば いいですか。	補助対象機器のみの領収書とするか、購入品 ごとの値引きの内訳が分かるようにしてくだ さい。難しい場合は、事前にご相談ください。
9	メーカー保証書とはどのようなもの か。	メーカー保証書とは、家電製品のメーカーが 発行する保証書のことです。家電製品購入時に 添付され、型番が記載されているものを指し ます。メーカーによっては、取扱説明書の裏面 等に記載されているものもあります。
10	家電製品の製造メーカーが発行する 保証書の写しの代わりに、販売店が 発行する保証書の写しを提出するこ とはできますか。	製造メーカー発行の保証書がない場合は、補 助の対象外です。
11	納品書や配送伝票など設置場所が確 認できる書類の写しとはどのような ものを提出すればいいですか。	対象となる省エネ家電を対象期間にご自宅へ 設置することが条件であるため、納品書や配 送伝票等で以下の内容が記載されている書類 が必要です。 ①氏名（申請者本人に限る） ②住所 ③納品日 ④製品名（型番） ⑤販売店名・住所

4 購入・設置について

1	クレジットカードやQRコード決 済での支払いは対象になります か？	クレジットカード、電子マネー、QRコード決 済においても対象ですが、領収書が必要になるた め、販売店にご確認の上、ご利用ください。
2	商品券やポイントで購入した場合 は対象になりますか？	商品券やポイントが本体代金に充てられている 場合は対象になります。

3	購入時に使用したクーポン等の割引は購入費用に含まれますか？	販売店で商品代金から割引があった場合は、割引後の金銭支払い額を補助対象経費として取り扱います。
4	取付費用や処分費用などは補助対象経費に含まれますか？	対象となりません。補助対象経費は本体価格（税抜き）のみとなります。
5	購入費等の支払いを証する書類の写しに記載されるの金額は、補助対象設備以外が含まれていてもいいですか？	他の商品の金額が含まれていても構いません。ただし、補助対象機器については本体購入価格等がわかる内訳を明示してください。
6	家電リサイクルの方法を教えてください。	新しい家電を購入した店舗等に既存家電のリサイクルを依頼する方法や、郵便局で手続きの上、ご自身で指定引取場所に運搬する方法等があります。詳しくは「一般財団法人家電製品協会 https://www.rkc.aeha.or.jp/recycleticket/ 」のホームページをご確認ください。

5 その他

1	本補助事業の予算はどのくらいですか。	3700万円です。
2	予算額を確認できますか。	市ホームページにおいて、適宜更新します。なお、最新の情報はお電話（環境政策課 049-224-5866）でお問い合わせください。